

委託事業の入札におけるエネルギー管理システム規格の活用について

平成23年8月31日

資源エネルギー庁

『夏期の電力需給対策について』（5月13日 電力需給対策本部決定）において、「今夏に策定される予定のエネルギー管理システム規格について、その認証取得を政府調達の際に考慮すること等を通じて、活用を促す」と記載しておりましたが、資源エネルギー庁における当面の対応方針を決定いたしましたので、お知らせいたします。

※エネルギー管理システム規格（ISO50001）とは、事業者が体系的なエネルギー管理を行うための必要事項及びその手引きを規定している国際規格のことです。

（参考）ISO50001 について（日本工業標準調査会 HP へリンク）

<http://www.jisc.go.jp/mss/enms.html>

記

今後、資源エネルギー庁が行う総合評価落札方式の委託事業（調査、広報、研究開発等）の評価項目に、エネルギー管理システム規格（ISO50001）の認証取得の有無を加点要件として加えることとする。

以上

（お問い合わせ先）

資源エネルギー庁省エネルギー対策課長 茂木

担当者： 出光、高木 電話：03-3501-9726（直通）

産業技術環境局認証課長 頓宮

担当者： 布施、宇野 電話：03-3501-9473（直通）

(委託事業評価項目への記載例)

・評価項目一覧 (提案)

小項目	提案要求事項	基礎点	加点
事業実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施方法が、事業目的・内容と整合しているか。 ・効率的・効果的な事業実施方法が採られているか。 ・事業実施方法について、創意工夫が見られるか。 ・事業実施方法は、実現可能なものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施方法が、事業目的・内容と整合しているか。 ・事業実施方法は、実現可能なものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的、かつ実現可能な事業実施方法が採られているか。 ・データの取扱方法について、高い正確性を保てる手法となっているか。 ・事業実施方法について、創意工夫が見られるか。 ・<u>ISO50001 の認証を取得しているか。</u>

・評価項目一覧 (添付)

小項目	資料内容	提案の可否	雛形頁番号	提案書頁番号
事業実施方法	・ISO50001 の認証取得を証明できる書類	任意	●●	